

託宣和歌を考える

——祇園神託宣和歌を例にして——

八 木 意 知 男

要 旨

神仏が人々に生きる術をはじめ意志を告げる託宣は、文である場合と和歌である場合とがある。この託宣和歌には様々な問題が内在し、一筋縄にはいかない。

そもそも託宣和歌の射程は独り和歌史上だけの問題ではない。本稿でもふれた天照皇太神神詠「阿弥陀仏と唱ふる人のむなしくは」歌が徳川秀忠筆『三社託宣』に記されていることはすでにふれた（拙稿「三社託宣と和歌」、『女子大國文』二二六号、平成十一年十二月）。故に教訓書は勿論、信仰掛軸の問題へも及ぶこととなる。

本稿では、祇園神の託宣和歌に限定して、託宣和歌に関する問題点の種々相を考えようとした。「八雲たつ」歌を中心に神詠と託宣和歌の境目を、「長きよの」歌を中心に異伝・異文関係にあるとされる託宣和歌の扱い方を、「わがやどに」歌を中心に託宣の結果を確認する必要性を、述べた。

〔キーワード〕

神詠 託宣和歌 異伝・異文 祇園神

はじめに

福神の御託宣

主に忠おやに孝ある人あらば　みの笠もやろ杖もふくろも

貧乏神のたくせん

貪欲しと色と酒にあさ寝せば　いのらずとても神や守らん

右は、江戸末写本『道歌集』（八木架蔵）に見えるところであるが、実際には多くの書に引かれており、人口に膾炙したものと言ってよい。しかも、例えば福神の御託宣は平成十七年五月の『思文閣大文化祭入札目録』に載る白隠慧鶴の『宝の槌　笠　みの之凶』幅（129×54／223×67cm、紙本・軸装。通山宗鶴箱書）では

君に忠親に孝有る人し¹あらは　みの笠もやろ槌も袋も

右者大黒天の歌じやげな

とし、傍線部分に違いがある。¹また、貧乏神の託宣の下句は、天照皇太神宮御神詠
心だに誠の道にかなひなば　祈らずとても神や守らん
を、まるまる承けている。かかる現実を如何に考えるべきであろうか。

そもそも託宣とは、神仏が人へ乗り移ったり夢中であらわれたりして、その意志を告げ知らせることであり、所謂神仏の「おつげ」のことである。託宣の形態は、文であったり和歌であったりし、対象者もひとりの場合もあり、複数の場合もある。『和論語』では対象者を複数におく故「もろ人ら」と各条を始めている。

託宣と称するもので最も著名なものは、所謂『三社託宣』であるが、この『三社託宣』は文の形態をとり、一般民衆つ

まり複数の人々へ向けてのお告げであると処理され得る。

一方、和歌の形態をとる託宣も古くから存在することであり、例えば『伊勢物語』一一七段に見え、『住吉大社神代記』に在り、『古今和歌集』に入集する住吉神の神詠「むつまじと君は知らなみ」歌等がそれである。この歌の場合、何も和歌神であったが故に住吉神が和歌の形態の託宣をしたわけではない。和歌は独り住吉神の専有物ではないからである。住吉神に限らず実に多くの神仏が和歌の形態をとって託宣をしている。以下、この和歌の形態をとる託宣を「託宣和歌」と称することとする。

ところで、託宣和歌と考えられる和歌は、勅撰集をはじめとする撰集や説話集、そして神社仏閣の縁起・高僧伝等に拾うことが出来るが、いざ拾い出して見ると幾つかの疑義が生じて来る。これは他でもない、我々が託宣和歌全体を考える営みを積み重ねてこなかった故のことである。その為、例えば「善光寺如来は斯様な託宣和歌をお詠みになつています。」とは言つても、それが信仰史上に如何なる位置を占めるのかは不明のまま等閑に付されている。ただし、誤解なき様に蛇足を加えるならば、その有り様の善悪を論うものではない。また、託宣和歌の真偽を論ずるものでもない。託宣和歌全体を通して一定の見解を得る事は出来ないか、ということである。

ここでは紙幅の都合もある故、主たる対象を祇園神託宣和歌にとって考える。

一 和歌の発生と神詠

我が国における歌の発生は、通常、神代に求められている。『古今和歌集』序を見れば明らかにそのように考えられている。仮名序では

この歌、天地ひらけ初まりける時より出できにけり。

天の浮橋の下にて、女神男神となりたまへることを言へる歌なり。

(新潮日本古典集成所収本による。以下同じ。)

とされる。すなわち、諾・冉二神の洲国産生章段をいう。求愛の恋歌と考えてよい。恋歌に位置付けられる故、託宣では有り得ない。⁽³⁾

これに対して仮名序は続けて

しかあれども、世に伝はることは、ひさかたの天にしては、下照姫にはじまり、

下照姫とは、天稚御子の妻なり。兄の形、丘、谷に映りてかがやくをよめるえびすうたになるべし。これらは文字の数も定まらず、歌の様にもあらぬことどもなり。

と言う。これは神代紀卷二「天孫降臨章」第一の一書に次の如くあるを指す。⁽⁴⁾

時に味耜高彦根の神、光儀華艶しくして、二丘二谷の間に映きき。故、喪に会へる者歌よみして曰ひしく、或るは云はく、味耜高彦根の神の妹下照媛、衆人をして丘谷に映く者は味耜高彦根の神なりと知らしめむと欲ひ、故、歌よみして曰ひしくといふ。

天なるや 弟織女の 頸がせる 玉の御統の あな玉はや み谷 二渡らす 味耜高彦根

といひき。また歌よみして曰ひしく、

天離る 夷つ女の い渡らす迫門 石川片渚 片渚に 網張り渡し 女ろよしに よし寄り来ね 石川片渚

といひき。この両首歌辞は今夷曲と号く。

(朝日本古典全書所収本による。)

ここに言う「夷曲」が、歌の内容に非ずして、歌の形態に対しての謂いであるとすれば、これは限りなく託宣に近いも

託宣和歌を考える

のとなる。「或るは云はく、…味耜高彦根の神なりと知らしめむと欲ひ、」とあり、味耜高彦根の神名を顕わさんとする和歌で、対象が一般民衆である点よりすれば、託宣和歌に極めて近い。しかし難点は下照姫が所謂神として祀られる以前の段階にあることである。菅原道真と天満自在天神の關係に似ている。ただ、民衆に対して教示する点において託宣和歌に近いものがある。それは例えば『和論語』における「人皇并親王部」と同列なのである。⁽⁵⁾

次に、仮名序は

人の世となりて、素戔鳴尊よりぞ、三十文字あまり一文字はよみける。

として、

八雲たつ 出雲八重垣 妻ごめに 八重垣つくる その八重垣を

の歌を掲げる。和歌を三十一文字に詠むことの始まりを述べているのである。しかし、この「八雲たつ」歌は、神詠ではあっても一般民衆に対して特定の意志を表出したものではない。すなわち、託宣和歌とは言い得ないのである。

仮名序の当該箇所では、託宣和歌についての言及はなく、単に和歌の起源が語られている、と思量される。

二 その他の祇園神神詠

ところで、素戔鳴尊神詠と称されている和歌にいま一首、由阿の『詞林采葉抄』が「神無月」条に

問曰、此大社者素盞鳴尊ニテ座ヲ日本国ノ神々御祖神トテ尊崇シ奉テ参集玉フ一寔以不審也、其故ハ伊弉諾伊弉冉ニ神コソ天神地祇ノ御神ニテマシマセ、サテハ天照太神ヲコソ宗廟ノ神ニテ座ハ最尊敬アルヘキニ第四ノ御子ニテ座ヲハ何故ニ御祖ノ神トハ申ニヤ、答曰、其子細深秘有之、故不載之矣、又簸河上ニ手摩乳脚摩乳ノ神ノ女稲田姫ヲハサクサメノ社ト申所ニ斎ヒタテマツル、社ナントモナク八重垣トテ八所ニ引離レ云々在之、此ヲサクサメノ明神ト申トカ

ヤ、大社ノ御哥トテ

日モ暮ス^(ママ)サクサメノ刀自^トハヤイテヨ 心ノヤミニ我マトハスナ

サクサメノ刀自トハタツ^{ユウ}ヲ申ニヤ、稲田姫ノ^ヤソレヲ刀自トヨマセ玉フ^{子細可レ尋レ}之依之、

(ひめまつの会編『詞林采葉抄』、大学堂書店、昭和五十二年)

この「日モ暮ス」^(ママ)歌は、馴窓『雲玉集』にも

素蓋鳥のみことの御歌に

391 日もくれぬさくさめのとじはやいでよ 心のやみに我まどはすな

此歌をこそ三十一字のはじめと申すべきに、古今序にも出雲やへがきの歌をかきたるは秘するにやあらん、やへがきは、稲田姫をむかへとり社をたててよみ給ふの祝の歌なり、さくさは、かよひそめ給ひし時なり、いなだひめをさくさめ明神と申すとかや、

(新編国歌大観所収本)

と見える。「さくさめの刀自」が何れを指すかは不定な面もあるが、この和歌は素戔鳴尊がさくさめの刀自に対して呼びかけたもの、という点では動かない。故に、これも託宣和歌とは言い得ない。

また次に、藤原範兼『和歌童蒙抄』は

あし引の山辺はゆかじしらかしの 枝もたわゝに雪のふれゝば

此歌素蓋鳴尊の詠也といへり。但日本紀に不^レ見。

(日本歌学大系所収本)

とする。『能因歌枕(広本)』・藤原仲実『綺語抄』にも素神詠とする。しかし、この歌『万葉集』卷十に入集、人麿詠とも

みられ二三一五番歌である。『枕草子（三卷本）』は第三十七段「花の木ならぬは」に

素盞鳴尊出雲の国におはしける御事を思ひて、人麿が詠みたる歌などを思ふに、いみじくあはれなり。

（新潮日本古典集成所収本）

というものである。これは伝神詠ということであろうか。少くとも託宣和歌ではなさそうである。以上に見たところ、神詠即託宣和歌ではない、ということになる。

三 祇園神も託宣す

一体、祇園神の託宣和歌として世に登場する最初は、『撰集抄』あたりであろう。西行仮托の『撰集抄』巻一の第二話には次の如くある。

過にし此、九重のほか白川のほとりに、形ばかりなる庵むすびて、ふかく後世のいとなみする人侍り。親の処分を故無う人に押しとられて、詮方なく侍りけるまゝに、祇園に七日こもりて、「ことわり給へ」と祈り申し侍りけるに、七日と申あかつきに、御殿の御戸をひらかれて、「やゝ」とおほせられければ、大明神の御託宣にこそと思ひて、いそぎおきなほり、かしこまりて侍るに、けだかき御声して、

ながき世のくるしき事を思へかし 仮のやどりをなになげくらん

と御託宣なりぬと思ひて、うち驚きて、この御歌についてつくぐ案ずるやう、げにもあだにはかなきは此世なり。宵にみし人朝に死し、朝にありしたぐひ夕に白骨となる。よろこびもさむる時あり、なげきもはるゝ末あり。無常転変憂喜ての裏をかへす世の中に思ひをとめて、おろかにも来世のながき苦を歎かざりけん事のはかなきよと思ひて、はや、手づからもとどり切りて、妻子にもかくとも言はずして、白川の辺にて、竹など拾ひあつめて、かたのごと

く庵しめぐらして、明暮念仏をぞ申侍りける。此身を惜しむにはあらざりければ、たゞ息のかよはむ限りにすべしと思ひて、里に出で物を乞ふわざも侍らず。たゞ二心なく念仏を申侍りければ、あたり近き人々あはれみて、いのちを継ぐたよりをぞし侍りける。

(西尾光一校注岩波文庫本による。ただし、漢字は現在通行字体に改め、ルビ等は略した。校異も略した。)

この託宣和歌について、問題の第一は託宣をしたのは何れの神か、ということである。それというのも、この託宣和歌、『詞花和歌集』にも入集し、そこでは「稻荷明神」の御歌とされている故、託宣神が両者異なることになる。この問題を確認しやすく託宣神を整理すれば次の如くなる。

(1) 詞花集 (新編国歌大観)	稻荷
(2) 後葉集 (新編国歌大観)	稻荷 左注三輪
(3) 袋草子 (日本歌学大系)	稻荷
(4) 宝物集 (続群書類従)	読人不知
(5) 撰集抄 (撰集抄全注釈)	祇園
(6) 八幡宮寺巡拝記 (古典文庫)	八幡
(7) 八幡愚童訓(乙) (日本思想大系)	八幡

右を一見すれば、この「ながきよの」歌が極めてよく宣託和歌の特色を持っており、多くの神が好んで使用したと知れる。しかし、この詠者の違いを単に誤認と考え処理するのは早計に失するのではないか。それは、実は各書に見えるところ、託宣和歌に異同があるからである。

託宣和歌を考える

- (1)ながきよのくるしきことをおもへかし なになげくらむかりのやどりに
- (2)ながきよのくるしきことをおもへかし なに歎くらむかりのやどりを
- (3)長き世のくるしき事を思へかし 何歎くらむかりのやどりを
- (4)長キ夜ノ苦シキ事ヲ思ヘカシ 何歎ラン仮ノ宿リヲ
- (5)ながき世のくるしき事を思へかし 仮の舎を何歎らん
- (6)長キ世ノクルシキ事ヲナケ、カシ 何思ランカリノヤトリヲ
- (7)ながき世のかなしき事をなげゝかし 何思ふらんかりの宿りを

右には、各所載歌を引き、(1)に対して異同ある箇所には傍線を附した。そして、結句「やどりに」を「やどりを」につくるが、基本的には(1)(2)(3)(4)は同じである。これに対して(5)では下句の第四句と第五句を入れ替えている。もともと(1)における第四句と第五句は倒置されており、これを入れ替えても意味上の変化はない。さらに(6)の場合には、第三句と第四句を入れ替えし、(7)はその上で第二句「くるしきこと」を「かなしき事」に変えているのである。故に、稻荷神託宣(1)(2)(3)と祇園神託宣(5)と八幡神託宣(6)(7)とはそれぞれ和歌に三者三様の違いが存すると知れる。

かかる現象を異同関係と考えるのは簡単である。しかし信仰史の中での把握としては不十分である。これは本歌取りにも似た展開であろう。句順を入れ替えることにより、各神が自己主張して託宣したと思量すべきではないか。

実は、当該「ながきよの」歌は、他にも異伝が認められる。『新拾遺集』巻十六には

1382 後の世のくるしき事を思へかしあはれこのよは夢としらずや

静明法師延暦寺執当解却せられて後、日吉の地主権現にまうでてよもすがら祈請しけるに、夢の中に宝殿のうちより詠ませさせ給ひけるとなむ

とある。すでに拙著『儀礼和歌の研究』にも集成してある和歌である。この歌、「ながきよの」歌と全く別のものとは言い難い。むしろ「ながきよの」歌を焼き直した、と考えるべきであろう。ながきよは無明の長夜、後の世、なる理解によるものである。そして、「日吉の地主権現」を詠者と伝う。

ところが、京都女子大学宗教文化研究所架蔵『諸神仏託宣集(仮題)』(実は『略本和論語』であろう)には、この「後の世の」歌を「二宮権現御詠」としている。八木架蔵『神仏御哥』も同断。

また、京女本『諸神仏託宣集』は「稻荷大明神御詠」として

のちの世の苦しき事を思ひしに 南無阿みた仏を忘るへからず

を掲げる。八木架蔵『神仏御哥』もこの和歌を「稻荷」とする。ところが、同じく八木架蔵の『蓮如聖人いろは歌教訓并ニ仏神之御託宣』ではこれを「日吉権現」歌としているのである。当該歌は前引『新拾遺』歌の下句を変化させたものであることは明らかである。

長きよの苦しき事を思へかし 何歎くらむ仮の宿りを

のパターンの託宣和歌では「無明長夜こそ苦しいのであって、所詮仮りのやどりにすぎないこの世の出来事のいちいちをどうして歎くのか」と、訴えの些末なることを諭す。これに対して

後の世の苦しき事を思へかし あはれこのよは夢と知らずや

のパターンの託宣和歌では、「無明長夜は苦界であり後世であり、それに対する現世は夢幻にすぎない」と後世の苦しさをより強調している。さらに

後の世の苦しき事を思ひしに 南無阿弥陀仏を忘るべからず

託宣和歌を考える

のパターンでは、「後世は苦しい。だから六字名号を唱えることを忘れるな」と、現世を生きる方法を教える。この第二のパターンでは、『撰集抄』の如く自分で託宣和歌の意味内容を考え、生きかたを自分で模索する必要は認められない。「南無阿弥陀仏を忘るべからず」と諭しているからである。すなわち、託宣和歌は、より具体的に、より教訓色を強めて、変化していると考えられよう。

なおまた、『新古今和歌集』巻第十九、一八六四番歌とて次がある。

にしの海立つしら浪のうへにして なにすぐすらむかりのこのよを

この歌は、称徳天皇の御時、和氣清麿を宇佐宮にたてまつりたまひける時、託宣し給ひけるとなん

(新編国歌大観所収本)

右は『続日本紀』巻三十、神護景雲三年(七六九)に記される道鏡事件を指すと考えられ、『八幡宇佐宮託宣集』巻八に称徳天皇五年。神護景雲三年己酉七月。和氣清麻呂勅使之時。御歌。

西乃海。立津白波乃。上仁志天。奈尔須古須覧。加利乃此世乎。

(『史料拾遺』所収本。ただし、現在通行字体に改めた。)

と見える託宣和歌である。因に蛇足を加えるならば、所謂『三社託宣』の八幡大菩薩託宣もここに関わるし、

諸悪不造。修善常行。自浄身意。神我教文。

語もこの折のものである。そして、『八幡愚童訓(乙)』五「後世事」にも

右無相寂滅の体相を出て和光同塵の化儀を示し給は、人倫の振舞にたがわず、死をいみ生を愛し、官位福祿をあたへ、栄花名聞を旨とし給ふ様なれ共、御本意を尋ぬれば電光朝露のかりのやどりをいとひ、虚妄不実のあだなる富をねがふ事なくして、諸行無常のことわりを忘れず、如少水魚の思をこたらずして、悪を断じ善を修して貪著五欲のき

づなを放れ、後生菩提の因をたくわへよと也。されば清丸、勅使として非道を申されし時

西の海たつ白浪のうへにして なに過あやすらんかりのこの世を

と御託宣あり。

(日本思想大系『神社縁起』所収本)

とある。ここには所謂「七佛通戒偈」の「諸悪莫作、衆善奉行」語を引くなどして「西の海」歌を説明する。下句の類似は兎も角、上句の「西の海」は死後を意味する。故に、当該歌も「長き夜の」歌の一群と考えられる。

四 託宣の同一性への理解

上の如き異同について、例えば撰集抄研究会編著『撰集抄全注釈(上巻)』(笠間書院、二〇〇三年)は次のように記している。

『詞花和歌集』巻一〇、雑下409に「親の処分をゆへなく人にをし取られけるを、この事ことはり給へと稲荷にこもりて祈り申ける法師の夢に、社の内より言ひ出し給へりける歌 長き夜のくるしきことを思へかしなになげくらむ仮のやどりに」とある。また、『袋草紙』上巻にも、「稲荷の御歌 ながき夜のくるしきことを思へかし何なげくらんかりのやどりを これは近年の事なり。ある僧聊か相論の事有りて、稲荷に百日参詣して祈念する夢にこれを見ると云々」とみられ、稲荷に詣でた話となっている。この他、『後葉和歌集』巻一九所収歌575の左注には、「或人云、この歌みわの明神の御歌ともかたり伝へたり」とあり、三輪明神の御託宣の歌とする。『撰集抄』の場合は、祇園に籠って御託宣を得る話となっている。

「ながき世」(長き夜)は、凡夫が、現世も来世も、また次の世も、生きかわり死にかわり未来永劫にいつまでも流転

託宣和歌を考える

してさまよう無明の闇の世のこと。

右の理解は、何も格別のものではない。多の注釈の類はみな同様である。しかしこれでは何の異伝理解にはなっていない。問題は、異伝をどのように理解するか、である。

前節で見たところ、基本的には稻荷×祇園×八幡の三つのパターンに当該託宣和歌の本文は分けられる。これを何れかが誤りである、と切り棄てるのは早計に失する。特に稻荷託宣の場合と祇園託宣の場合とは、詞書に同一性が認められる。

『詞花集』四〇九番歌詞書は

おやの処分をゆるなく人におしとられけるを、この事ことわり給へといなりにこもりていのり申しける法師の夢に、
やしろのうちよりいだし給へりける歌

(新編国歌大観所収本)

であり、『後葉和歌集』五七五番歌詞書は

いなりにこもりていのり申すこと侍りける法師の夢に、やしろのうちよりいだしたまひける
である。この両者は同じものではないか。そして『撰集抄』の場合も

形ばかりなる庵むすびて、ふかく後世のいとなみする人侍り。

とある故、僧なり法師なりと称されてもよい人物が託宣をうけた。そこで、この『撰集抄』『後葉集』『詞花集』の僧が同一人物である可能性が存する。同一人物の同一事由によるものであれば、この僧は少くとも稻荷・祇園を巡拝したことになる。

後三条院延久四年(一〇七二)三月二十六日を濫觴とする稻荷社・祇園社の行幸であるが、その後、白河院の場合も堀河院の場合も、この両社がペアで扱われている。これは稻荷社・祇園社が同一方角社である故のことである。『拾芥抄』は方

角社をまとめるが、そこに

辰巳伊勢 稲荷
祇園

(故実叢書所収本)

とある。

「親の処分を無^レ故人に押取られ」た悲憤による社参が同一方角社に向けられたと考えれば、当該異伝の問題は理解され得る。稲荷と祇園、何れが先であったかは不明ながら、先づ一社に参籠しそこで「ながきよの」の託宣和歌を得ることが出来た。しかしそれに満足出来ずにもう一社に参籠した。その結果、得られた託宣和歌はほぼ同一のものであった、と考えるのである。予定した満足を求めて今一社、今一度と心動かすのは格別な事ではない。異伝異文と考えるよりも、如上の考えに依る方がより信仰史的に当を得ているのではないか。

ただし、右の理解は『撰集抄』『詞花集』『後葉集』の場合に限定してのものであって、極めて類似する託宣和歌であっても祈請の内容が異なればそれは「異なる託宣」と扱われるべきである。この為に各集神祇部の託宣和歌が多く事情説明の詞書なり左注なりを要した、と思量される。

五 託宣の結果

神仏が民衆に対して託宣するが、その結果として如何なる事が生じたのか、その点はぜひ確認しておかなければならない。

『新古今集』一八五五番歌

夜やさむき衣やうすき片そぎの ゆきあひの間より霜やおくらむ

住吉御歌となむ

託宣和歌を考える

に対し、『詞林采葉抄』卷三は

孝謙天皇ノ御宇天平勝宝年中ニ社ノ荒廢シタルヲ帝ニ告申サセ玉ケル御哥

(ひめまつの会編、大学堂書店、昭和五十二年)

という。すなわち、『興福寺略年代記』が住吉社遷宮の最初とするを承けて『詞林采葉抄』の記述があるのであるが、「夜やさむき」の託宣和歌はその遷宮の機縁となったのである。託宣和歌を詠み、宮居の荒廢が気付かされ、遷宮という結果が生じた、ということになる。

一方、『玉葉集』二七四五番歌は

わがやどに千もとの桜花さかば うゑおく人の身もさかへなん

これは祇園の御歌とて人の夢にみえけるとなむ

(新編国歌大観所収本)

とある。この「わがやどに」歌は、『とはすがたり』では

やうくの神垣の花ども、盛りに見ゆるに、文永の頃、天王の御歌とて、

神垣に千本の桜花咲かば 植へ置く人の身も栄へなむ

といふ示現ありとて、祇園の社に、をびたしく木ども植ゆる事ありしに、まことに神の託し給事にてもあり、

(新日本古典文学大系所収本)

とする。初句に異同がある。「わがやどに」と「神垣に」では、「わがやどに」の方が具体的である。「神垣に」では何れの神垣であるのか今一つ不明瞭と言わざるを得ない。しかも神が特定の人との契りにおいて自己の意志を表明する託宣であ

れば、「わがやど」と言えば祇園社のことをさし、「神垣」と言わずとも良かったはずである。「神垣」と言えば逆に特定という概念は崩れ、神祠全般をさすことになり延いては「何れの神祠でも」となってしまう。

『とはすがたり』は、当該託宣和歌を蒙古襲来に揺れる「文永の頃（一二六四―一二七四）」の託宣と伝える。そして、この託宣を承けて人々は多量に植樹したと伝える。果たして然らば、幾株が降世に残ったかは知られないが、祇園の杜はこの時に形成された可能性が大である。例の元徳三年（一二三二）の古図に描かれる樹相との比較が必要であろう。さらには藤原師兼が詠んだ「八重桜」、今川氏真が視野におさめた「祇園林」の社叢との関係や如何に、知りたいところである。

おわりに

託宣和歌には、異伝・異文といった問題が多く存在する。そして、この託宣和歌の抱える問題の理解は大変に難しい事である。それは、各神社仏閣が多様な有り方を持ち、託宣を祈請する側にも個々別々の事情があるからに他ならない。そこで本稿ではこの託宣和歌について、祇園社一社を例にとって問題の所在とその種々相を考え、もって信仰史研究の一助たらしめたのである。

本稿で考えようとしたのは次の三点である。

- 一 神詠と託宣和歌との境界。
- 二 ほぼ同一託宣和歌を多くの神々が託宣したことの意味。
- 三 託宣の結果を知る事。

ただし、これは祇園神の託宣和歌に限定した考察である。他社の場合には他社の事情があることである。例えば『春日権現験記』第一巻は

我宿ハみやこのみなみしかのすむ 三笠の山のうき雲のみや

(新校群書類従所収本)

なる託宣和歌を伝える。この上句は明らかに『古今集』九八三番歌、喜撰法師の「我が庵は」を承ける。また、三五園堀原甫の『神仏道歌松の響』は「天照皇太神宮御神詠」として

阿弥陀仏と唱ふる人のむなしくバ われ此国の神といわれじ
を掲げ、「北野天満大自在天神」に

我たのむ人をむなしくなすならば あめがしたにて名をや流さん
を掲げる。この両首は『新古今集』卷十九、神祇歌一八六一番歌

われたのむ人いたづらになしはてば 又雲わけてのぼるばかりぞ

賀茂の御歌となむ

(新編国歌大観所収本)

と相互に関係があると思量される。そして、このような託宣和歌は幾等も確認出来ることである。

託宣和歌の信仰史研究は未だ確定してはいない。しかしそれだからといって等閑に付されてよい訳のものではない。そこに本稿の目指す方向がある。

注

(1) 当該大黒天神託宣和歌なるものは、桜戸宮崎玉緒の序を附す守本恵観編『絵入心学道歌百首和解 全』(信行社、明治十九年)にも入集し、そこでは次の如くつくる。

主に忠親に孝行する人は 祈らずとても福寿あたらん

(2) 『三社託宣』の託宣の初発はともかく、『三社託宣』としてまとめられた時から清浄・正直・慈悲の徳目を教え告げるものとして一般に流布した。徳目か時流の求めに合致した為である。神・仏・儒三教の枠を越えて製作され、夥しい数か今日に残る。

(3) 恋歌か和歌の全体の中で大きな柱である点は否めない。しかし、恋歌は特定の人をのみ対象として呼びかける為、そこには一般性を含まない。

(4) 『紀』本文にはこれがなく、一書および『記』に存するものであり、その点に気になるがその問題は当面からはずれず。

(5) 『和論語』は「人皇并親王部」を設け、神武天皇から後陽成院までの格言を収める。下照姫は『神代紀』の人であるから基本的に神である。しかし、民衆を導き民衆に教訓したものではない。単に味耜高彥根神の識別を述べたにすぎず、託宣とは言い得ない。

(6) この「諸悪莫作、衆善奉行」語は教訓・教誡の面で大層重く扱われて来ており、さまざまな書物に引かれている。特に近世期の善書の類はこの語を主題としている。例えば『太上感應篇』や『陰騭文』等がそれである。

(7) 『とはすがたり』は、
をびたゞしく木ども植ゆる事ありしに、
と記しており、これか事実を伝えていれば、祇園社叢は植樹により形成されたものとなる。

〔追記〕

本稿は平成十七年(二〇〇五)三月廿四日(卅日)、東京高輪プリンスホテルにて催された「第十九回 国際宗教学宗教学史会議世界大会」にて口頭発表(三月廿七日)したものを骨子として、一部手を加えたものである。

〔原題 Some Aspects of Oracle Tanka (or the Thirty-one Syllable Japanese Verse)〕

(短大部教授)

託宣和歌を考える